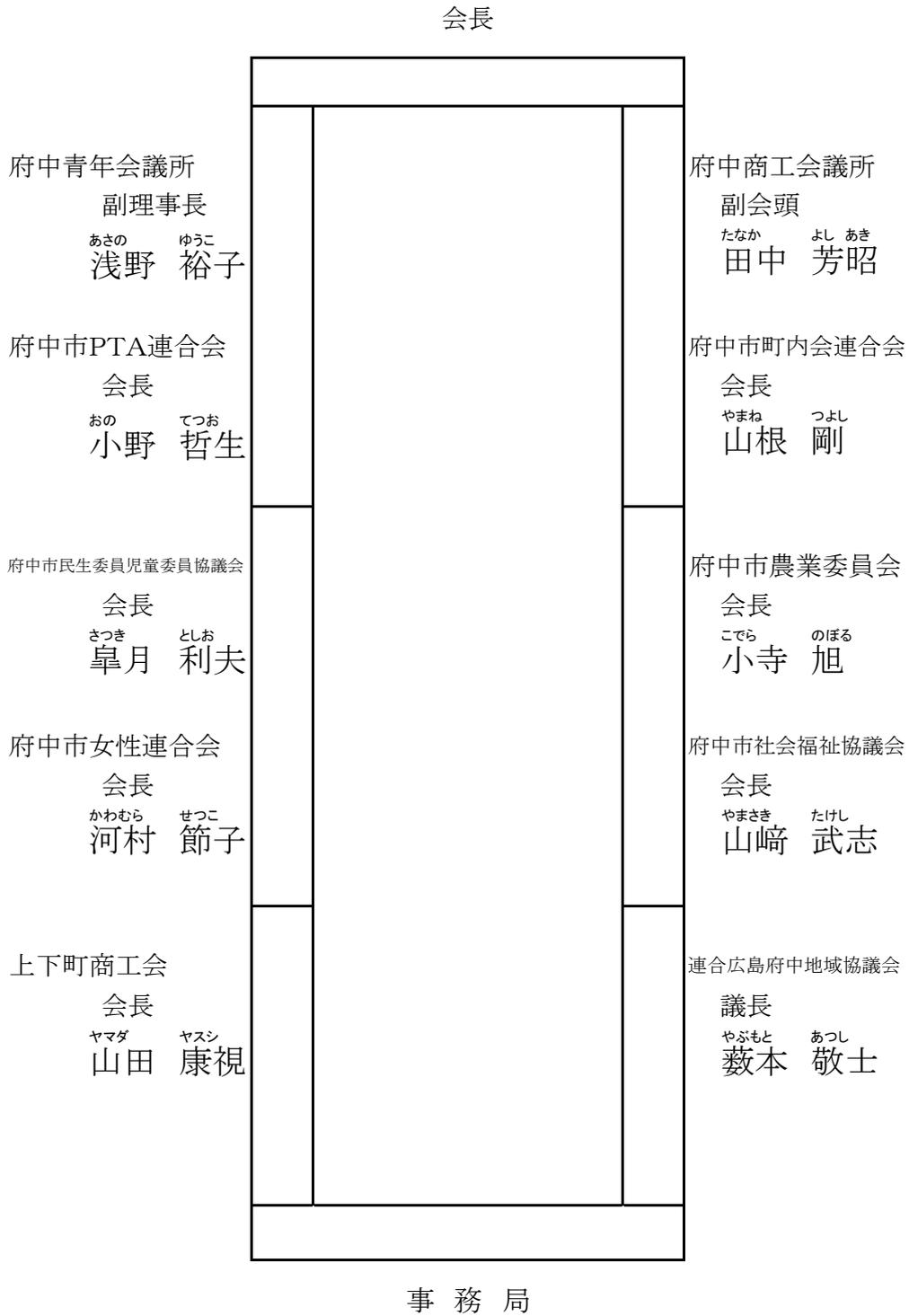


府中市特別職報酬等審議会委員名簿

	団 体 名	役職等	氏名	ふりがな
1	府中商工会議所	副会頭	田中 芳昭	たなか よしあき
2	府中市町内会連合会	会長	山根 剛	やまね つよし
3	府中市農業委員会	会長	小寺 旭	こでら のぼる
4	府中市社会福祉協議会	会長	山崎 武志	やまさき たけし
5	連合広島府中地域協議会	議長	藪本 敬士	やぶもと あつし
6	府中青年会議所	副理事長	浅野 裕子	あさの ゆうこ
7	府中市PTA連合会	会長	小野 哲生	おの てつお
8	府中市民生委員児童委員協議会	会長	皐月 利夫	さつき としお
9	府中市女性連合会	会長	河村 節子	かわむら せつこ
10	上下町商工会	会長	山田 康視	やまだ やすし

令和3年府中市特別職報酬等審議会配席図

令和3年11月29日(月)



府 人 第 17 号
令和 3 年 11 月 29 日

府中市特別職報酬等審議会会長 様

府中市長 小野 申人

府中市議会議員の政務活動費の改正について（諮問）

市議会議員の政務活動費について、令和 2 年 2 月 12 日付けで議会からの依頼により、次期改選（令和 4 年 5 月）から市議会議員の政務活動費の額を別紙のとおり改正することについて、府中市特別職報酬等審議会条例第 2 条の規定により、審議会の意見を求めます。

別紙

政務活動費

単位：円

現 行（一人あたり、年額）	改正案（一人あたり、年額）
120,000 円	240,000 円

改正理由

- ① 議会力をアップし、チェック機能強化と政策提言につなげるためには、調査研究活動の更なる充実が必要であるため。
- ② 各会派の議員の活動量も増えており、政務活動費の使途及び実績からみて、年額 12 万円の政務活動費では、年間 6 万円程度の持ち出しが必要となっているため。
- ③ 県内他市の政務活動費の額と比較して、現行の額はかなり低い状況であるため。

○府中市特別職報酬等審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、府中市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

一部改正〔平成12年条例46号・18年21号・19年2号・20年32号・24年34号・27年8号〕

(委員)

第3条 審議会は、委員10人をもって組織し、その委員は、府中市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度、市長が任命する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部人事秘書課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

府中市情報公開条例 抜粋

(会議の公開)

第24条 審議会等の会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に非公開とする旨の特別の定めがある場合
- (2) 非公開情報に該当する事項を審議する場合
- (3) 公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、当該会議の決定により、会議の全部又は一部を公開しないと議決した場合

2 審議会等は、会議を非公開とするときは、議事録を作成し、その旨を記録しなければならない。

3 審議会等の公開又は非公開に関する手続は、市長が別に定める。

審議会等の会議の公開に関する規程 抜粋

(公開の基準)

第2条 審議会等の会議は、条例第24条第1項各号に掲げる場合を除き、原則として公開するものとする。

(公開・非公開の決定)

第3条 審議会等の会議の公開・非公開の決定は、原則として審議会等の代表者が当該会議に諮って行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他審議会等の代表者が認める場合は、当該代表者が、当該審議会等の事務局に各委員の意見を聴取させ、その意見を勘案して公開・非公開を決定することができる。

2 前項ただし書の場合において、審議会等の代表者は、会議の開催時にその冒頭において、公開・非公開の決定に係る理由等を報告しなければならない。

3 審議会等は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにするとともに、その旨を議事録(議事概要を含む。以下同じ。)に記録しなければならない。

(公開の方法)

第4条 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 審議会等の会議を公開するときは、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。

3 審議会等の代表者は、会議の秩序を維持し、議事を整理する。

4 審議会の代表者は、その命令に従わない者その他当該会議の秩序を乱す者の退場を命じることができる。

5 審議会等の代表者は、報道機関の取材活動に配慮するものとする。

(会議開催の周知)

第5条 審議会等は、審議会等の会議を開催するに当たって、当該会議の開催の1週間前までにおおむね次の事項を公告し、又はインターネットの市ホームページに掲載するよう努めるものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 場所
- (4) 議題
- (5) 公開・非公開(非公開のときはその理由)
- (6) 傍聴者の定員
- (7) 傍聴手続
- (8) 問い合わせ先

(会議の結果の公開)

第6条 審議会等は、開催した会議の議事録を作成するものとする。

2 審議会等は、前項の議事録を閲覧又はインターネットの市ホームページへの掲載により公表するよう努めるものとする。ただし、会議が非公開で開催され、かつ、議事録の内容が条例第7条第6号に該当する場合は、この限りでない。

○府中市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、府中市議会議員(以下「議員」という。)の調査研究その他の活動(以下「政務活動」という。)に資するため必要な経費の一部として、議会における会派(以下「会派」という。)及び会派に属さない議員(以下「無所属議員」という。)に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、会派及び無所属議員に対して交付する。

(交付の方法)

第3条 会派及び無所属議員に対する政務活動費は、年額とする。

2 政務活動費は、4月1日(4月1日において議会が解散している場合又は同日に議会の解散があった場合は、議会の解散による選挙後に初めて招集される議会の会期の最終日。以下「基準日」という。)以降に、規則で定める手続きにより一括して交付する。

3 前項の規定にかかわらず、議員の任期が満了する年度における政務活動費は、議員の任期満了による選挙後に初めて招集される議会の会期の最終日を基準日とし、規則で定める手続きにより一括して交付する。

(会派に対する政務活動費)

第4条 会派に対する政務活動費は、基準日における会派の所属議員数に12万円を乗じて得た額とする。

2 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は前項の所属議員数に含まないものとする。

3 政務活動費を交付した年度の中途に会派の所属議員数に異動を生じた場合又は会派が消滅(会派の合併等による会派の消滅、議員の任期満了又は議会の解散による会派の解散及び議員の辞職等による会派の消滅又は解散をいう。以下同じ。)した場合には、これらの異動はなかったものとみなし、所属議員数の異動に伴う政務活動費の調整は行わないものとする。

4 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該会派が政務活動費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額を市長に対し返還しなければならない。年度の中途に会派が消滅した場合においても、同様とする。

(無所属議員に対する政務活動費)

第5条 無所属議員に対する政務活動費は、基準日に在職する議員に対して12万円を交付する。

2 政務活動費の交付を受けた無所属議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該議員が政務活動費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額を市長に対し返還しなければならない。年度の中途において議員でなくなった場合又は会派に所属した場合においても、同様とする。

(使途基準)

第6条 会派及び無所属議員は、政務活動費を別表に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

(経理責任者)

第7条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び無所属議員は、規則で定める様式により、政務活動費の交付を受けた年度の終了した日から起算して30日以内に当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、領収書の写し(領収書の発行ができない場合に限り、会派の代表者及び無所属議員の支出を証明する書類。以下「証拠書類」という。)を添付して議長に提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が政務活動費の交付を受けた年度の中途に消滅した場合又は政務活動費の交付を受けた無所属議員が議員でなくなった場合若しくは会派に所属した場合は、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者又は当該無所属議員であった者は、当該会派の消滅の日又は当該無所属議員が議員でなくなった日若しくは会派に所属した日から起算して30日(議会の解散による会派の解散又は無所属議員の議員の失職にあつては、60日)以内に収支報告書に証拠書類を添付してを議長に提出しなければならない。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第9条 議長は、前条の規定により提出された収支報告書及び証拠書類を、提出日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

2 次の各号に規定する者は、議長に対し、前項の収支報告書及び証拠書類の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人
(透明性の確保)

第10条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

別表 (第6条関係)

項目	内容
研究研修費	会派及び無所属議員が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派に所属する議員及び無所属議員が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等)
調査旅費	会派及び無所属議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (府中市旅費条例(昭和29年府中市条例第27号)に基づくもの)
資料作成費	会派及び無所属議員の行う調査研究活動その他の会派及び無所属議員の活動のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本費、翻訳料、事務機器購入・賃借料等)
資料購入費	会派及び無所属議員の行う調査研究活動その他の会派及び無所属議員の活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派及び無所属議員の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費 (広報紙、印刷製本費、送料、会場費等)
広聴費	会派及び無所属議員が住民からの市政並びに会派及び無所属議員の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費 (会場費、印刷製本費、茶菓子代等)
人件費	会派及び無所属議員の行う調査研究活動その他の会派及び無所属議員の活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派及び無所属議員の行う調査研究活動その他の会派及び無所属議員の活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所の賃借料、維持管理費、備品・事務機器購入・賃借料等)
その他の経費	上記以外の経費で会派及び無所属議員の行う調査研究活動その他の会派及び無所属議員の活動に必要な経費

府中市特別職報酬等審議会公開要領

(目的)

第1条 府中市特別職報酬等審議会条例第7条の規定に基づき、府中市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会開催の周知)

第2条 審議会開催に当たっての周知方法は、公告により行う。

(傍聴)

第3条 審議会の傍聴は、審議会等の公開に関する規程（平成24年4月1日施行）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(傍聴制限)

第4条 傍聴席は、10席（報道機関、市議会議員を除く）とする。ただし、特に認める場合はこの限りでない。

2 傍聴を希望するものは、審議会開始15分前までに手続きを完了させるものとする。

3 傍聴を希望するものが10席を超えるときは、先着順で決定する。

4 非公開事項を審議する場合は、傍聴者に退席を命じることができるものとする。

(議事録)

第5条 審議会の議事録は、議事録の整備が整ってから、府中市ホームページ上で公開するものとする。ただし、審議会において非公開と決定した場合は、非公開とした旨を公表する。

(疑義)

第6条 審議会の運営において疑義が生じた場合は、審議会の構成員及び事務局担当者で、その都度調整するものとする。

附 則

この要領は、平成28年3月28日から施行する。

広島県内市政務活動費 一覧

資料2

市（人口順）	2020/6/1 人口	2020政務活動費	
		月額	順位
広島市	1,194,817	300,000	1
福山市	466,863	130,000	2
呉市	217,690	50,000	3
東広島市	189,369	25,000	9
尾道市	134,313	30,000	4
廿日市市	117,024	30,000	4
三原市	91,990	25,000	9
三次市	51,234	30,000	4
府中市	38,208	10,000	14
庄原市	34,191	30,000	4
安芸高田市	28,039	30,000	4
大竹市	26,611	18,000	12
竹原市	24,538	20,000	11
江田島市	22,356	15,000	13

黄色セルの市

一般市Ⅰ-2（人口5万未満、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次90%以上かつⅢ次65%未満の団体、県内は3市が類団）

【参考】	2020/6/1	2020政務活動費	
近隣類団市	人口	月額	
岡山県笠岡市	47,152	45,000	
岡山県井原市	39,284	30,000	
岡山県浅口市	33,965	30,000	
岡山県備前市	33,523	25,000	
香川県さぬき市	47,310	25,000	

府中市議会の状況

府中市議会議員定数の変遷

単位：人

選挙執行年月日	法定数	議員数	住基人口 4月1日	議員1人当り人口
昭和53年4月	36	30	50,750	1,692
昭和61年4月	30	28	48,597	1,736
平成 2年4月	30	26	47,130	1,813
平成10年4月	30	24	43,690	1,820
平成16年4月	26	32 在任特例(24+8)	47,238	1,476
平成18年4月	26	24	46,189	1,925
平成22年4月	26	22	44,086	2,004
平成24年3月	法定数制度 廃止	22	43,257	1,966
平成26年4月	-	20	42,120	2,106
平成30年4月	-	20	40,007	2,000

府中市議員報酬の変遷

単位：円

改定年月日	議員	議長	副議長	上昇率
昭和59年4月1日	250,000	290,000	265,000	
昭和62年1月1日	280,000	320,000	295,000	12.0%
昭和64年1月1日	310,000	370,000	340,000	10.7%
平成 3年4月1日	340,000	410,000	370,000	9.7%
平成 8年4月1日	374,000	451,000	407,000	10.0%
平成13年6月1日	400,000	477,000	433,000	7.0%

府中市議会 政務活動費の変遷

単位:円

改定年月日	月額換算	根拠
昭和62年4月1日	20,000	府中市議会の各会派に対する 市政調査研究費 交付要綱S62制定 府中市議会 政務調査費 の交付に関する条例 H13.3月制定 府中市議会 政務活動費 の交付に関する条例 H24.12月一部改正
平成 4年4月1日	45,000	
平成 5年7月1日	20,000	
平成11年7月1日	18,000	
平成13年7月1日	10,000	

○会派及び会派に属さない議員に対して、1人当たり**年額120,000円**を一括して交付
※**月額に換算10,000円**

議員1人当たりの経費(年額見込み)

議員 (18人)	報酬	期末手当	政務活動費	合計
	4,800,000	2,112,000	120,000	7,032,000

副議長 (1人)	報酬	期末手当	政務活動費	合計
	5,196,000	2,286,240	120,000	7,602,240

議長 (1人)	報酬	期末手当	政務活動費	合計
	5,724,000	2,518,560	120,000	8,362,560

合計 (20人)	報酬	期末手当	政務活動費	合計
	97,320,000	42,820,800	2,400,000	142,540,800

※参考： 共済費 平成30年度見込額 36,932,000円

【参考】

○行政視察旅費

常任委員会	1人年額(以内)	90,000円
議会運営委員会	1人年額(以内)	90,000円

○タブレット関係経費

端末リース通信料	1人年額(約)	68,000円
----------	---------	---------

○三役等の給料月額 平成28年6月17日改正

市長	860,000円
副市長	700,000円
教育長	656,000円

議会改革の取り組みについて①

【取り組み状況①】

H18年度～H21年度(4年間)

H 18 議員定数(在任特例) 32人 ➡ 24人

H 19 定例会初日の説明員の出席を縮小

H 20 本会議インターネットライブ中継

H 20 政治倫理条例制定

H 20 各委員会の所管事務調査を抽象的な内容から具体的な内容に変更

H 20 行政視察予算減額 12万円 ➡ 10万円

H 20 行政視察への行政職員の派遣廃止

H 20 議会運営委員会視察への正副議長同行
廃止

H 20 議会だよりをA4版からタブロイド版
に変更

H 20 政務調査費収支報告書への領収証添付

H 21 議員報酬(退任時の日割計算)

議会改革の取り組みについて②

【取り組み状況②】

H22年度～H25年度(4年間)

H 22 議員定数削減 24人 ➡ 22人

H 22 常任委員会数を 4 ➡ 3

H 22 一般質問一問一答方式導入(登壇式)

H 22 公費による会派旅費廃止

H 22 議会棟全面禁煙(集煙器撤去)

H 23 一般質問一問一答方式導入(対面式)

H 23 委員会インターネットライブ中継

H 23 議会だよりに、議案に対する賛否掲載

H 23 議会だよりに、政務活動費使途掲載

H 24 議会改革特別委員会の設置

H 24 市民アンケート実施

H 25 本会議・委員会の録画放送開始

H 25 議会報告会開始

H 25 議会基本条例制定

議会改革の取り組みについて③

【取り組み状況③】

H26年度～29年度(4年間)

H 26
議員定数削減22人 → 20人

H 26
正副議長選挙の所信表明会実施

H 27
委員会会議録のHP公開

H 27
一般質問時間の拡充

H 27
事務事業評価導入

H 28
広報広聴特別委員会の設置

H 28
議会災害対応指針策定

H 28
議会だよりカラー印刷化

H 29
ICT推移検討委員会の設置

H 29
タブレット端末導入

H 29
議会基本条例の見直し検討(未改正)

議会改革の取り組みについて④

【取り組み状況④】

H30年度～現在

H
30

議会改革特別委員会の設置

1 議員定数、報酬、政務活動費

府中市の人口は、4万人を割り人口減少や少子高齢化に直面している現状を踏まえ、**議会の役割を果すべく、議員定数、報酬及び政務活動費のあり方**について検討すること。

2 議会改革の推進

社会経済情勢等の変化により新たに生ずる市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会改革が求められている。また、この度の府中市議会議員一般選挙は、無投票となり、議員のなり手不足も、府中市議会の大きな課題となっている。

こうした現状を踏まえ、**市民に開かれた議会を目指し、議員のなり手不足の解消にもつなげる議会改革の推進**について検討すること。

H
30

予算・決算書の説明資料の充実を検討

県内、類似団体、全国の状況

県内各市の人口、議員定数及び議員報酬

H30.4.1現在

自治体名	定数	住基人口	議員1人当り人口	面積	議員報酬額	政務活動費
広島市	54	1,193,556人	22,103人	906.68 m ²	860,000円	300,000円
福山市	40	468,987人	11,725人	518.14 m ²	635,000円	130,000円
呉市	32	226,725人	7,085人	352.80 m ²	550,000円	50,000円
東広島市	30	186,012人	6,200人	635.16 m ²	460,000円	25,000円
尾道市	29	138,396人	4,772人	285.11 m ²	450,000円	30,000円
廿日市市	28	117,487人	4,196人	489.48 m ²	420,000円	30,000円
三原市	26	95,053人	3,656人	471.02 m ²	428,000円	25,000円
三次市	24	52,776人	2,199人	778.14 m ²	371,000円	30,000円
府中市	20	40,007人	2,000人	195.75 m²	400,000円	10,000円
庄原市	20	35,910人	1,796人	1,246.49 m ²	325,000円	30,000円
安芸高田市	18	28,989人	1,611人	537.75 m ²	325,000円	30,000円
大竹市	16	27,326人	1,708人	78.66 m ²	370,000円	18,000円
竹原市	14	26,038人	1,860人	118.23 m ²	355,000円	20,000円
江田島市	18	23,594人	1,311人	100.70 m ²	325,000円	15,000円

※府中市の議員報酬額は、県内14市中8番目。 政務活動費は最下位

県内各市議会の正副議長・正副委員長報酬

H30.4.1現在

自治体名	定数	議長	副議長	委員長	副委員長	費用弁償
広島市	54	1,060,000円	930,000円	0円	0円	本会議、常任委、特別委、議運に出席したとき、住居から議事堂まで、8km以内 5,000円/日、8km超 8,000円/日
福山市	40	765,000円	685,000円	0円	0円	常任委、特別委、議運の市内現地調査は、鉄道賃、船賃、車賃
呉市	32	660,000円	600,000円	0円	0円	常任委、特別委、議運に出席したとき、日額 2,000円
東広島市	30	560,000円	507,000円	0円	0円	市内なし
尾道市	29	520,000円	480,000円	0円	0円	西瀬戸自動車道(しまなみ海道)通行料金実費相当額
廿日市市	28	500,000円	460,000円	0円	0円	市内なし
三原市	26	530,000円	475,000円	0円	0円	本会議、委員会等、鉄道など実費。車は、2km超 37円/km
三次市	24	454,000円	407,000円	387,000円	376,000円	本会議、委員会等、鉄道など実費。車は、37円/km
府中市	20	477,000円	433,000円	0円	0円	市内なし
庄原市	20	410,000円	355,000円	335,000円	330,000円	市内旅行の車は、2km超 37円/km
安芸高田市	18	410,000円	355,000円	0円	0円	市内なし
大竹市	16	473,000円	422,000円	385,000円	375,000円	市内なし
竹原市	14	440,000円	395,000円	0円	0円	市内なし
江田島市	18	410,000円	355,000円	0円	0円	本会議、常任委、議運に出席したとき、住居から議事堂まで、38円/km

類似団体の人口別、議員報酬

H30年 類似団体(I - 2):73団体

大船渡市・久慈市・釜石市・白石市・角田市・長井市・本宮市・下妻市・高萩市・北茨城市・潮来市・桜川市・つくばみらい市・矢板市・さくら市・富岡市・南足柄市・小千谷市・加茂市・見附市・糸魚川市・妙高市・魚津市・氷見市・滑川市・黒部市・砺波市・小矢部市・羽咋市・かほく市・能美市・大野市・勝山市・あわら市・富士吉田市・都留市・大月市・中央市・駒ヶ根市・美濃市・瑞浪市・山県市・飛騨市・郡上市・高浜市・岩倉市・弥富市・いなべ市・野洲市・米原市・相生市・赤穂市・西脇市・小野市・加西市・養父市・朝来市・宍粟市・加東市・御所市・葛城市・井原市・備前市・浅口市・竹原市・府中市・大竹市・大川市・豊前市・多久市・武雄市・臼杵市・津久見市

類団中の人口別報酬平均額及び府中市の報酬順位

H30.4.1現在

人口		報酬額			備考	
		議員	議長	副議長		
50,976 人	～	40,000 人	362,083 円	446,655 円	389,517 円	29市(府中市)
39,999 人	～	30,000 人	335,619 円	421,750 円	359,392 円	26市
29,999 人	～	20,000 人	332,131 円	411,244 円	357,444 円	16市
19,999 人	～	10,000 人	327,500 円	412,000 円	352,000 円	2市
50,976 人	～	0 人	345,145 円	429,074 円	370,730 円	5番目/73市

※府中市の議員報酬額は、類団73市中5番目

全国814市の市議会議員の定数の状況

表4 人口段階別にみた市議会議員の定数の状況

(平成28年12月31日現在)

人口段階	市区数	1市あたり平均(人)
5万未満	269	17.7
5~10万未満	258	21.3
10~20万未満	157	26.0
20~30万未満	46	31.4
30~40万未満	27	37.0
40~50万未満	22	39.6
50万以上	15	46.3
指定都市	20	59.3

人口段階別にみた市議会議員の平均報酬月額

表2 人口段階別にみた市議会議員の平均報酬月額

区分 人口	平均報酬月額(万円) (平成28年12月31日現在)				平均報酬月額(万円) (平成27年12月31日現在)				平均報酬月額(万円) 対前年比較			
	市数	議長	副議長	議員	市数	議長	副議長	議員		議長	副議長	議員
5万未満	269	41.21	35.57	33.03	262	41.13	35.51	32.98	金額	0.08	0.06	0.05
									伸び率(%)	0.19	0.17	0.15
5～10万未満	258	47.50	41.84	39.02	264	47.32	41.68	38.83	金額	0.18	0.16	0.19
									伸び率(%)	0.38	0.38	0.49
10～20万未満	157	55.77	49.90	46.37	155	55.49	49.63	46.11	金額	0.28	0.27	0.26
									伸び率(%)	0.50	0.54	0.56
20～30万未満	46	68.55	61.28	55.18	48	68.03	60.76	54.84	金額	0.52	0.52	0.34
									伸び率(%)	0.76	0.86	0.62
30～40万未満	27	72.18	65.23	59.20	27	71.89	64.97	58.95	金額	0.29	0.26	0.25
									伸び率(%)	0.40	0.40	0.42
40～50万未満	22	74.98	67.96	62.61	21	74.59	67.52	62.11	金額	0.39	0.44	0.50
									伸び率(%)	0.52	0.65	0.81
50万以上	35	91.52	81.61	72.14	36	89.42	80.02	70.98	金額	2.10	1.59	1.16
									伸び率(%)	2.35	1.99	1.63
全国平均	814	51.66	45.62	42.10	813	51.48	45.46	41.96	金額	0.18	0.16	0.14
									伸び率(%)	0.35	0.35	0.33

(注) 1 各平均報酬月額の数値は、十円単位を四捨五入している。

2 伸び率(%)は、小数点第3位を四捨五入している。

政務活動費の議員1人あたりの交付月額

【24-7】政務活動費の議員1人あたりの交付月額

(平成28年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	1万円未満	1万円以上2万円未満	2万円以上3万円未満	3万円以上5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上20万円未満	20万円以上30万円未満	30万円以上
5万人未満 199	36 (18.1%)	98 (49.2%)	43 (21.6%)	21 (10.6%)	1 (0.5%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
5~10万人未満 234	9 (3.8%)	115 (49.1%)	75 (32.1%)	26 (11.1%)	8 (3.4%)	1 (0.4%)	0 (0%)	0 (0%)
10~20万人未満 155	2 (1.3%)	22 (14.2%)	50 (32.3%)	53 (34.2%)	26 (16.8%)	2 (1.3%)	0 (0%)	0 (0%)
20~30万人未満 46	0 (0%)	0 (0%)	3 (6.5%)	11 (23.9%)	22 (47.8%)	9 (19.6%)	1 (2.2%)	0 (0%)
30~40万人未満 27	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (7.4%)	14 (51.9%)	11 (40.7%)	0 (0%)	0 (0%)
40~50万人未満 22	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (4.5%)	8 (36.4%)	13 (59.1%)	0 (0%)	0 (0%)
50万人以上 15	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	3 (20.0%)	7 (46.7%)	5 (33.3%)	0 (0%)
指定都市 20	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (20.0%)	2 (10.0%)	14 (70.0%)
全市 718	47 (6.5%)	235 (32.7%)	171 (23.8%)	114 (15.9%)	82 (11.4%)	47 (6.5%)	8 (1.1%)	14 (1.9%)

各割合は、政務活動費を交付している718市の人口段階別の市数を基準としている。